

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩崎 勝

足利市監査委員 岡本 篤典

足利市監査委員 黒川 貫男

記

1 監査の種類 定例監査

- 2 監査実施日 平成23年9月27日 総務部
10月14日 政策推進部、産業観光部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
総務部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (管財課) ・普通財産貸付にあたり、市有土地・建物賃貸借契約書に基づかない額の土地・建物貸付料を徴収していた。
政策推進部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
産業観光部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

業務委託契約等に係る支出負担行為の事務処理方法に統一性がなく、バラツキが見受けられた。支出負担行為は支払いの義務を負う予算執行の第一段階であることから、事務処理方法の統一を図られたい。